

静岡県選挙管理委員会告示第8号

静岡県知事から退職の申立てがあった旨、静岡県議会議長から通知があったため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第114条及び同法第113条第3項第3号の規定により、静岡県知事選挙及び静岡県静岡市清水区県議会議員補欠選挙を行う事由が生じた。

令和6年4月10日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本 正幸